

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第7号及び第8号」を「第8号及び第9号」に改める。

第22条第3項中「第8号」を「第9号」に改め、同条第4項中「第9号」を「第10号」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第10条中「別表第2第18号」を「別表第2の第19号」に改める。

別表第2中第23号を第24号とし、第6号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
---	---

別表第2備考中「第12号から第15号まで」を「第6号及び第13号から第16号まで」に改める。

(天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書中「第3号から第8号まで、第11号及び第12号」を「第3号から第5号まで、第7号、第8号、第11号、第14号及び第15号」に

改め、同条第2項を削る。

附則第2項中「別表第3第15号」を「別表第3の第18号」に改める。

別表第3中第18号を第21号とし、第14号から第17号までを3号ずつ繰り下げ、同表第13号中「別表第5」を「別表第4」に改め、同号を同表第16号とし、同表中第12号を第15号とし、同表第11号中「小学校」を「中学校」に改め、同号を同表第14号とし、同表中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の2号を加える。

9 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
10 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

別表第3中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 会計年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間
---	--

別表第3備考第1項中「第9号から第12号まで」を「第6号及び第12号か

ら第15号まで」に改め、同表備考第2項中「第9号、第10号及び第14号」を「第17号」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 第6号、第12号及び第13号については、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。